

議案第 33 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料 4 条例改正で影響を受ける対象者の状況

(税制改正に伴う「福祉医療費助成事業」への影響について)

1 対象者への影響

今回の税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の額が一律 10 万円引き下げられることで、所得金額が増額となり、結果として、改正前と収入金額が全く変わらない場合において、所得判定に際し対象者に不利益が生じることがあります。

(参考事例)

①所得を有しない方(市民税非課税世帯で、世帯員全員が所得なし)

(税制改正前) 給与収入 65 万円—控除額 65 万円=所得なし (適用)

(税制改正後) 給与収入 65 万円—控除額 55 万円=所得 10 万円 (非適用)

②低所得者(市民税非課税者かつ年金収入を加えた所得が 80 万円以下)

(税制改正前) 給与収入 144 万円—控除額 65 万円=所得 79 万円 (適用)

(税制改正後) 給与収入 144 万円—控除額 55 万円=所得 89 万円(非適用)

2 本市の対応

本市における福祉医療費助成制度の受給者は 32,715 人(令和 2 年 12 月末時点)で、その内「所得を有しない者」及び「低所得者」に該当する方は、3,358 人になります。なお、今回の税制改正に伴い、県要綱にて改正(給与所得から 10 万円の控除)を講じない場合、本市の現受給者 53 人が非適用になると分析しています。

よって、本市としては、県の要綱改正に準じ「所得を有しない者」及び「低所得者」の規定に「給与所得を有する者については、当該給与所得から 10 万円を控除して得た金額とする。」を追加し、所得判定に影響が生じないよう同様の改正を行うものです。また、本改正に伴う予算措置(扶助額)への影響はありません。